

# 平成 26 年度 第 13 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 10 月 23 日（木） 9：30～11：55

場 所：総合庁舎 18 階 大会議室

出席者：子ども・子育て会議委員	19 名
（関川会長、中川副会長、阿部委員、井上委員、小田委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員、竹村委員、中西委員、中泉委員、景山委員、藤井委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員、吉岡委員）	
事務局	14 名
（南谷、田村、出口、川崎、川西、寺岡、清水、安永、関谷、菊地、堀ノ内、松田、山本、泉）	
（菅原、大原、辰巳、村野、矢崎、高野、松崎、土肥、渡邊）	9 名
傍聴者	2 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 46 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1－1 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

資料 1－1 別添 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）

資料 1－2 一時預かり事業

資料 1－3 一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について

資料 1－4 計画（素案）修正ポイント

資料 2 留守家庭児童育成クラブについて

資料 3 入所選考基準

資料 4 公立の教育・保育施設再編整備イメージ

資料 5 特定教育・保育及び特定地域型保育事業の利用料に関する条例素案の考え方について（パブリックコメント資料）

## 1. 開会

### ●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 13 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、全委員 20 名中 19 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は利用料検討部会も兼ねた合同会議となっております。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、配付資料一覧です。不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。資料をお送りするのが開催の直前になって申し訳ありません。

本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 2 名いらっしゃることを

ご報告いたします。

なお、本日は東大阪市議会の開催のため、事務局員の欠席、退出があることをご了解願います。それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。

子ども・子育て会議も今回13回目の開催となります。

国の子ども・子育て会議では、1号、2号にとって大きな焦点となっていた幼稚園型の一時預かりの補助単価が示されました。また、さまざまなQ&Aが発出され、制度の設計も細部に渡って来ました。本市でも制度を詰めていく予定です。

市町村においても、10月になり幼稚園・保育所の入園・入所の受付がスタートする中で、来年度に向けての動きが加速しています。本市でも入園受付を開始しています。来年度から入園する保護者には、今回の制度の行方は関心が強いようです。また、すでに在園の方も、幼稚園の行方に関心を持っておられます。事務局には、12月からの丁寧な周知をお願いしたいと思います。

本日は、事業計画を中心とし、特にニーズの高かった一時預かり事業を中心に議論を進めるとともに、子ども・子育て支援事業計画全般についてもご意見を頂きたいと思います。また、前回の会議で議論のあった留守家庭児童育成クラブについても、公募についての意見などを頂きたいと思います。

今回も活発な議論をお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）

#### 地域子ども・子育て支援事業（一時預り事業）について

●関川会長

それでは、次第に従い議事を進行いたします。最初に議事(1)の「子ども・子育て支援事業計画（素案） 地域子ども・子育て支援事業（一時預り事業）について」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料1-2「一時預かり事業」説明—

- ・必要見込み量の確保策（案）、拡充方策、論点について説明。「就労による利用」と「一時的な利用」を区分するという考え方を説明。

—資料1-3「一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について」説明—

- ・新制度では現行の一時預かりに代わるものとして、一時預かり事業（幼稚園型）を創設。利用料はまだ仮単価。

●関川会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対して論点を中心にご意見、ご質問などはございますか。

必要量をどう確保していくかということについて、ひとつ確認しておきたいことがあります。必要見込み量が約10万人、1日にして約800人とこのことですが、その内訳は出ているのでしょうか。ニーズ調査で出てきた全体の大きな数字そのままではない内訳という意味です。内訳を見たうえで、その中でどのような人たちに優先的な手当をしていくのか、ということが見えないように思います。たとえば、資料1-2の2ページの確保策の内訳の表には、現在幼稚園等を利用している人のニーズは入っていませんよね。事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

ニーズ調査では、気軽に一時的に利用したいという保護者のニーズが出てきたので、その対応策を考えています。

●関川会長

3～5歳では、多くが幼稚園あるいは保育所に通っているのので、幼稚園・保育所に行っている人からは、そういった時のニーズはあまり出ていない、と考えてよいでしょうか。

●事務局・関谷

そうです。3～5歳では、約95%が幼稚園や保育所に行っているのので、一時預かりのニーズは少ないのです。3～5歳で一時預かりのニーズも出ていますが、それには認定こども園で対応すると考えています。0～2歳に特に多く、その対応が求められています。

●関川会長

つまり、0～2歳への対応と3歳児の一部への対応が必要だということですね。一時的に預かってほしいというニーズに対応するということですね。ということは就労に関するニーズ以外にもあるのですか。就労による以外のニーズとして、一時的に息抜きして友達と会うための一時預かり、といったことがあります。他の利用の形も想定しているのでしょうか。たとえば、地域とあまりつながりのない人がリフレッシュするための預かり、といったことです。

●事務局・関谷

はい。サークルなどで子育て相談を受けている人たちなどが子どもと離れて一時的に預けたいというニーズがあると思います。

●関川会長

つどいの広場の親子の居場所以外にも子どもだけを預けるところがあってもよいですね。つどいの広場などの利用に加えて、親子で、地域で孤立しないように、一時預かりを利用してつながりをつくる、といったことも考えてよいと思います。

では、ご意見、ご質問などはございますか。

●古川委員

表の見方についておたずねします。資料1-2の2ページの確保策の表の、空白の部分は何なのでしょう。たとえば、支援センターには、平成28年度と平成31年度にだけ10人の確保策がありますが、他の年度は空白なので、10人が減らされて、確保策があつたりなかつたりすることになるのでしょうか。

●関川会長

事務局より、表の見方について回答をお願いします。

●事務局・関谷

現在の供給量にすでに含まれている部分、つまり実施済みのところは、新たな確保策（案）としては表記しておりません。資料1-2の表は、支援センターから公立認定こども園までを新たにどのように活用できるのか、という案です。すでに供給量に含まれている部分以外で、新たにこれだけを預かれるという確保策です。

●関川会長

支援センターの運営は民間が担当しているのでしょうか。

●事務局・関谷

公立です。公立の保育所で実施していただいています。

●関川会長

表の中に公立保育所が入っていないのはなぜでしょうか。たとえば、平成27年度から支援センターが公立保育所から独立するといったような予定があるのでしょうか。

●事務局・関谷

公立保育所での一時預かりの数字は、必要見込み量に既に入れているので、確保方策としては公立保育所を掲載していません。表に掲載しているのは、新たな確保策です。

●関川会長

納得しました。

●井上委員

やはりよくわからない部分があります。たとえば、平成 28 年度に支援センターが突然 10 人の一時預かりを確保できるようになるように読めます。平成 27 年度には無理だったことが突然できるようになるのでしょうか。

●事務局・田村

資料 1-1 の素案の 69 ページをご覧ください。すでに必要見込み量の確保策として、一時預かり事業を想定しています。そして、支援センターでの一時預かりが、平成 28 年度と平成 31 年度に増えるのは、現在支援センターのないリージョンに新設する予定なので、あくまでも予定ですが、1 か所建ったら確保策が増える、という表になっています。また、私立幼稚園にはすでに十分に協力していただいておりますが、さらに協力をお願いする予定です。

そうやって、すでにある社会資源に対して、新たな社会資源を加えることで、必要見込み量を確保するという方策になっています。

●関川会長

資料 1-2 の 2 ページの確保策の表によれば、民間保育園は毎年 3、4 か所の整備が行われるように読めますね。

●事務局・田村

できればそのように整備したい、というあくまでも予定です。

●関川会長

他にご意見、ご質問などはございますか。

●古川委員

やはりよくわからない部分がありますね。公立保育所が今ある支援センターで実施するということですか。

●事務局・関谷

どのような形で実施していくのかはまだ未定の部分もあります。

●関川会長

まだ案の段階だからだと思います。

●中泉委員

理想としては、子どもの早生まれなどの生まれ月に関係なく利用できればよいと思うので、毎年整備を増やしていくという事務局の方針には期待したいと思います。

また、保護者が就労せざるを得ないという前提で語りますが、就労にともなう利用として、4 時間以上が 3,600 円であり、フルに利用すると月に約 5 万円弱くらいになります。保育所を利用できないので一時預かりを利用しているといった事情を考えると、利用料は 600 円くらいを上限にするのが望ましいと思います。保育所での基準の上限額と相応の額での対応をお願いします。

●関川会長

まずは待機児童を解消するための方策を優先的に考えているので、就労による一時預かりの利用ということが挙げられています。価格設定は現行での日割計算と同じにしたほうが、整合性があるかと思います。リフレッシュのための利用とは目的が異なるからです。

それから、いつでも利用できるのが望ましいということについては、本来は保育所等を利用したいのに出来ていないということですから、その達成に向けて努めることとなります。

●松葉委員

公立幼稚園について保護者の家庭の事情、出産などの際にお父さんが預けにこられて、といった一時預かりにも対応できればよいと思います。

0～2 歳くらいの小さな子どものための施設整備を早急にということであれば、公立幼稚園は 4 歳からしか受け入れていません。とにかく小さいお子さんを預かると、お母さんの手が空い

て楽になるので、0～2歳頃の年齢を特に対象にしてほしいですが、カリキュラムも含めてどのように対応するのか疑問点があります。事務局はどのように考えていますか。

●関川会長

0～2歳のまた3歳児について公立の幼稚園で預かるのでしょうか。公立幼稚園ではどの預かりに対応するのでしょうか。事務局より回答をお願いします。

●事務局・関谷

ご指摘のとおり、0～2歳の預かりについては、施設整備の必要は認識しております。資料1－2の3ページにも、施設整備を課題として掲載しています。あくまでも案の段階ですが、整備も想定しています。小さい子どもの預かりと関連して、何歳から受け入れるのかという課題もあります。整備については協議が必要です。施設を共用して実施するという案もあります。早急に実施するため、3歳以上であれば、公立幼稚園でも大きな施設整備は必要ないと思っています。

●関川会長

0歳からの預かりを可能にした場合には、保育士を保育所から配置するといったことも考えるのでしょうか。

●事務局・関谷

考えられますが、現在は検討中です。

●関川会長

組合などの問題もあるでしょうね。

他にご意見、ご質問などはございますか。

●高山委員

資料1－2の4ページの一時預かりのための拡充方策について、具体的な方策はあるのでしょうか。

●事務局・関谷

4ページはあくまでもまだ案の段階です。

●関川会長

では、高山委員から拡充方策についてのご意見はあるのでしょうか。

●高山委員

具体的な案はまだないと聞いて、逆に安心しました。なぜなら、一時預かりとは、何人が利用されるのかという予測が難しいので、新たな施設などを整備しても無駄になるかもしれないおそれがあるからです。これから詰めていかなければならない議論が多いと思います。

とりあえずは、既存の施設の利用ということを検討したいと考えます。私立保育所などの既存の施設には一時預かりを行えるゆとりがあるのですが、利用者や保育所などの間の調整がうまくできていないので、使いにくいという問題があるようです。連携や広報といった課題をなんとかしたいと思います。施設にはゆとりがあって活用できるのだけれど、補助金の体質自体に問題があると思います。

●関川会長

既存の施設の使いやすさといったようなことについて、お伺いしたいと思います。日割り計算であればもっと利用してもらえということでしょうか。

●高山委員

利用料については、現在の価格設定でも、月に1、2万円にはなります。保護者の方にそう説明すると、そこでもう利用をあきらめてしまわれることがあります。たとえば、たまに美容院に行くときにだけ子どもを預ける、といった利用なら2、3千円でもかまわないのでしょうか、毎日の利用としてはつらい価格設定です。施設の立場としては、一時的預かりであればまだ預かれるのですよ。

●関川会長

たとえば、一時的預かりであれば400円、といったような価格設定ならどうでしょうか。一時

預かりの使いやすい利用体系が大事なのでしょう。

●高山委員

すばらしい。そのくらいの利用料なら使いやすいと思います。

●関川会長

低所得者の方には別に配慮があるとしての利用料ですね。

他にご意見、ご質問などはございますか。

●吉田委員

あらためて、資料1-2の2ページの表の見方についてです。この必要見込み量は、アンケート調査結果から出たということですね。そのニーズを待機児童の解消に向けた「就労による利用」と、リフレッシュ目的、緊急時などの「一時的な利用」との数字には分けるべきではないでしょうか。一時預かりのニーズを理由で分けていくということ。

資料1-1の計画素案の31ページには現在の一時預かりの利用者数が掲載されていますが、その数字、理由との整合性を確認するべきだと思います。そういったことを踏まえたうえで、資料1-2の4ページの拡充方策を検討することになるのではないのでしょうか。

●中川副会長

私も素案の31ページを見ていました。今回の調査では一時預かりのニーズ量は全国的に多く出る傾向にあり、東大阪市ではその対策を進めて、拡充方策を考えていこうとしていることは大変評価されるべきことだと思います。素案31ページの一時預かり事業の利用意向の表によれば、利用したいという回答は41.7%なので半々くらいですね。利用したい人の年齢区分をさらにみて、他市の状況なども踏まえて、細かく見て対応するということが大事だと思います。

●関川会長

佐藤委員からご意見をお願いします。

●佐藤委員

現在、私も一時預かりを利用しています。高山委員の発言のように、新しい施設をつくらなくても、たとえば、病院内に保育室をつくるなどの方法によって、保護者が行きやすい場所で一時預かりをできるようにしてもらえるだけで、かなり違うと思います。布施のハローワークでもマザーズコーナーができましたら、子どもを遊ばせるスペースがあるだけです。買い物や通院、リフレッシュのためのコンサートなどのイベントのときに、保護者がわざわざ一時預かり施設に行かなくとも、店舗や病院やイベント会場に子どもを簡単に預けられる場所があるといったような、社会資源の利用が大事だと考えます。

●関川会長

佐藤委員のご指摘のとおり、素案31ページの一時預かりを利用したいという回答の中には、そういったリフレッシュのための気軽な預かりも含まれているでしょうね。

●佐藤委員

私も預けられたら利用します。

●関川会長

利用しやすい一時預かりといったことを考えると、たとえば、在宅子育ての人の幼稚園の気軽な利用といったこともあるのでしょうか。

●竹村委員

幼稚園型の一時預かりは色々ありますよ。通常の通園の時間帯以外の預かりであり、早朝や長期休暇などで対応されている場合があります。

それから、会長の言われた、在園児以外の幼稚園の利用については、私もスケジュールをつくっています。幼稚園にちょっと来てちょっと使うということには難しい部分もあります。通常の時間帯に通っている子ども以外が一人だけクラスに入るのは難しいかと思います。

また、資料1-3の1ページには、幼稚園型の一時預かり事業の対象児童として、「園児以外の子どもの一時的預かりも併せて実施可」という記載がありますが、通常とは全く別のクラス、予備

を用意しないと難しいのではないかと思います。0～2歳なども含めて一般型の預かりについて実施するには施設整備が必要になると思います。

●関川会長

公立の幼稚園でも設備の問題があって、検討をお願いしたいという話が出ていましたね。

●松葉委員

公立の幼稚園としては、既存の施設を大いに活用してほしいと思っています。ただし、ニーズの内容が色々と異なるので、それぞれに対するきめ細やかな対応が必要になるでしょう。幼稚園が担えるニーズについても、どんどん試行していきたいと考えています。施行しながら考えていきたいと思っています。

●竹村委員

先ほどの発言を補足しますが、補助単価についてです。資料1-2の5ページの新制度における幼稚園型は1,000円くらいと示されています。今は1時間何百円で実施していますので利用料は利用しやすいように設定してほしいと考えます。

●関川会長

では、井上委員からご意見をいただいて、議事1については最後とします。

●井上委員

施設整備という考え方に水を差すかもしれませんが、地域の大人たちが協力して一時預かりをするという考え方の方がコミュニティ的には良いと思います。神戸市の児童館が午前中に母親たちでの一時預かりをしているという話を聞いたことがあります。そういった制度があってもよいのではないのでしょうか。

●関川会長

事務局は先進的なモデル事業をいくつか考えてみるようお願いします。

では、一時預り事業については次回以降も引き続き検討を進めるということで、議事1については以上とします。

## (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）

### 計画全般について

●関川会長

続きまして、議事(2)の「子ども・子育て支援事業計画（素案）計画全般について」を事務局よりご説明いただきます。素案にいくつか修正があるとのことなので、事務局は手短かに説明をお願いします。

●事務局・川西

—資料1-1「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」提示—

—資料1-1別添「放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）」説明—

・素案63ページの補足説明。

—資料1-4「計画(素案)修正ポイント」説明—

・修正点の一覧を確認。

●関川会長

事業計画については次回以降も引き続き検討を進めます。

## (3) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

続きまして、議事(3)の「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただき

ます。

●事務局・安永

—資料2「留守家庭児童育成クラブについて」説明—

—資料1-1「子ども・子育て支援事業計画（素案）について」補足説明—

●関川会長

ありがとうございました。ただ今のご説明に対してご意見、ご質問などはございますか。

●藤井委員

労務関係についてです。資料2の「指導員の身分、待遇について」には、「代表者」と指導員の間で雇用契約を締結するとあります。最近、私の地域の留守家庭児童クラブの代表者が変わったので、領収書などを見せてもらったのですが、正直なところ、管理が雑な部分もありました。

市内59か所で多くの児童を預かっているというので、中には経理や会計管理の大変なクラブもあると思います。本市として、会計とチェックのシステムを整備するべきではないでしょうか。

●関川会長

現行では会計のチェックのシステムはあるのでしょうか。

●藤井委員

一応はありますが、不十分です。

●関川会長

さらに、藤井委員のご指摘のように、「代表者」と雇用契約を締結するとなると、クラブの代表のAさんは、他の職員すべてと契約することになるので大変ですね。

おそらく、法人化を想定した運営方針になっていると思います。また、会計についても、クラブに協力してくれている地域のお年寄りが一人で担当するといったことは困難でしょう。

●藤井委員

そういった意味で、会計などに不安があります。

また、地域運営委員会の弱点として、会計などに何か問題を見つけたときに、人間関係があるので互いに指摘しにくいという構造があると思います。ボランティアのように思いを持って取り組んでいただいていたので、利用者の親から異議を唱えにくいのです。

●関川会長

わかります。

●榎田委員

東大阪市の働く側の立場からいくつか意見を述べます。

流通産業や小売で働く方は小学校就学後の預け先にいつも悩んでおられます。働き続けるためには預けることが必要となります。日本では女性のM字カーブの問題がありますよね。

働く女性の社会進出や、日曜・祝日の労働形態など、社会の変化に対応するというのを、国や東大阪市に訴えたいと思います。

たとえば、日曜日にも留守家庭児童育成クラブを半日だけ開設するなどといった対応を考えてほしいです。

●関川会長

たとえば、資料2には、午後6時30分までの時間延長にはお迎えを義務づけていますが、午後6時半にお迎えに来られるのは、市内で午後6時に仕事を終わることのできるような人だけでしょうね。市外だと午後6時に仕事が終了しても、午後6時半のお迎えはきついと思います。

午後6時半では、子どもが4年生以上なら一人でも帰れるでしょうが、1～3年生は、今頃の季節だともう暗いので、お迎えなしというわけにはいきませんね。

たしか、ニーズ調査結果では、午後6時台までの開設の希望が最も多かったと思います。場合によっては午後7時まででも可能、といった緩やかな対応が必要かもしれません。



また、クラブの休業日についても、すべてのクラブが日曜・祝日・年末・年始に開設するというのは無理ですが、いくつかの拠点を選んで、そこだけは365日開設するといった新たな事業所の参入を歓迎していただけるとありがたいです。

他にご質問、ご意見などはございますか。では阿部委員からお願いします。

●阿部委員

保護者会費についてです。おやつ代などがあるので、クラブによって利用料がかなり異なることになるのではないのでしょうか。また、保護者会費を現行よりも引き上げるとのことなので、クラブによっては合計で月に1万円といったことになるかもしれません。

クラブによっては集団送迎を実施しているところがありますね。

●関川会長

次に千谷委員のご意見をうかがってから、いったん事務局に戻して、これまでの質問・意見に対してまとめて回答をお願いします。

●千谷委員

まず、土曜日の開設時間についてです。前回の会議でも質問しましたが、利用者にとっては、土曜日だからといって、一律に仕事が早く終わるわけではないので、単純に午後5時までとするのではなく、もう少し柔軟な対応をお願いします。

また、民間事業者の公募についてです。公募に際しては、本市は、仕様書で指導員の要件などを民間事業所にきちんと示して、人員の質を担保する必要があると思います。今、働いておられる指導員さんがこのまま継続して働いてもらえるのでしょうか。

●中川副会長

一点だけ確認しておきたいのですが、公募の対象は法人とするとありますが、この法人とは、社会福祉法人のような団体だけを想定しているのでしょうか。それとも広く民間を含むのでしょうか。

●関川会長

民間すべてを含むと考えています。

それでは、事務局から回答をお願いします。

●事務局・安永

クラブの開設時間については、いただいた色々な意見を参考に検討いたします。

保護者会費については、おやつ代などを含めると、場合によっては月に2,000円くらい徴収されるかもしれないとは考えています。

土曜日の開設時間については、近隣の市町村での開設時間なども参考に設定しております。

午後6時30分のお迎えは難しいということについては、いただいたご意見はわかりますが、低学年の午後6時30分の一人歩きの危険を考慮すると、お迎えを義務づけたいと考えております。

既存の指導員の雇用継続については民間事業者に提示する仕様書で、きちんと規定するようにしたいと考えています。また、民間といっても、運営委員会と同様に、本市の基準に則った運営形態で、同じ質の提供を担保する、という考え方を重視します。

労務管理については、運営委員会が雇用契約の主体となるのは困難ということであれば、事務担当の専門の方に一部分を委託していただきます。会計などの管理を、素人が一人で行うのは難しい点については、外部に委託するようにクラブを指導すると考えています。その場合には、外部に払うお金の問題などがあるとは思いますが、各クラブに説明したうえで、納得してもらっています。

また、会計の監査についても、従来から監査を設けています。外部に書類の監査をしてもらうようにと考えています。

●関川会長

事務局より回答ありがとうございました。

資料2に示された運営方針は、あくまでも最低基準であって、この基準に合わせるように指導

しないようにお願いします。すべてのクラブが午後7時まで開設し、土曜日も平日と同じように開設する、といったことは無理でしょうが、せっかく民間事業所も参入するので、そのような開設をできるクラブもある、という形が望ましいと思います。

●事務局・安永

資料として示した、この運営方針は国の最低基準です。

●関川会長

つまり、申し上げたかったのは、最低基準に抑えるように各クラブを指導しないように気をつけてくださいということです。

●事務局・安永

はい。最低基準を超えてがんばれるというクラブ、基準を上回る場合は是としていきたいと考えています。

●関川会長

はい。個人的な考えですが、たとえば、民間事業者が学校に入ってきたときに、指導員などが、スポーツや芸術など、学校の学習以外のことを実施できるかもしれません。民間はカリキュラムを自由にしたいと思います。個人的には良いことだと思いますが、制度としては、そういった運営をしてもよいのでしょうか。

また、民間事業者が、自由なカリキュラムを実施するためにスペースが足りなくて、学校の敷地を越えて、外部にランチ（枝）を出す、といったことが起こるかもしれませんが、そういった運営は想定しているのでしょうか。

●事務局・安永

留守家庭児童育成クラブは、基本的には「遊び」の指導であって、学習の指導といえば宿題をみる程度なので、学習塾的な運営は想定していません。家庭の中での生活指導に値するものを想定しています。

また、学校の敷地内での活動ということが基本なので、敷地外での活動は認めない方針です。

●関川会長

古川委員からご意見をお願いします。

●古川委員

企業は、利益が出なければ撤退するかもしれないので、本市が責任を持って制度を整えていくという考え方が大事だと思います。預ける側としては気になります。

また、会計などの監査も大事になるので、第三者による監査基準が必要なのではないのでしょうか。本市が企業の経営状態を後追いできるような仕組みを考えてほしいと思います。

●関川会長

中西委員からご意見をお願いします。

●中西委員

事務局からは言いにくいのではないかと思いますので、私から言います。

現在の留守家庭児童育成クラブを運営している地域運営委員会が新制度に移行するのが難しい、という状況について、この会議でもっと議論すべきだと思います。

新制度のルールを作るだけでなく、新制度に移行できるように本市がサポートする、という考え方を検討すべきではないのでしょうか。おそらく、人員を増やしてね、と指導するだけではなく、人員を増やすサポートの仕組みを、本市が提供するくらいの気持ちが大事だと思います。

そもそもの留守家庭児童育成クラブとは、ボランティアのように、子育て世代が、お年寄りなど地域の人たちに、子育てをお願いしてきたといった部分もあったので、そのような地域での関係性にひびを入れてしまうおそれがあると考えます。地元の名士などにもお願いしてきた過去があります。

この機会に運営をやめたいような運営委員会はともかくとして、運営を続けたいのに新基準では続けられないような運営委員会へのフォローを考えたいと思います。運営委員会にしてみれば、

過去には市からお願いされて始めたのに、突然、市にやめてくれと言われているのと同じです。

また、現状では、民間事業者がそんなに参入してくるとは期待できないということも述べておきます。

●関川会長

中西委員からのご指摘ありがとうございます。つけ加えると、障害のある子どものクラブ利用ということも課題ですよね。事務局から回答をお願いします。

●事務局・安永

運営委員会の立場はよくわかります。昨年から、それぞれの運営委員会に対して、制度の変更点や中身を直接に説明してまわって、忌憚のない意見をもらったうえで、平成27年度からの運営をと考えています。

新制度での運営の困難な運営委員会へのフォローとしては、本市から、社会保険労務士会などを紹介することを考えています。また、民間が参入したとしても、民間だけで完結することのないように、地域連絡会議の開催など、地域との関係を保ち続ける方策を考えています。市として手続きのサポートをしていきたいと思います。

また、障害児のクラブ利用については、1年生～6年生を対象にして、指導員の加配・適正配置などを検討するよういたします。

●関川会長

たとえば、地域運営委員会との連合会のようなものをつくって、意見の統一や、情報の連携を図ると同時に、労務管理、会計などを大きくまとめて一括で行えるようにする、といったことができるかともよいかもしれません。

個々の運営委員会ですべて管理するのはなかなかむずかしいのではないのでしょうか。可能となるように市でご検討ください。

●景山委員

私は小学校長なので地域運営委員会に入っています。新制度ではどうなるのかまだわからない部分があるのが気になります。教職員がどの程度クラブに入っていくことができるのかといったことが不透明です。実際のところ、現状では学校がクラブの経理を担当していたりする場合があります。教職員とのこれまでの関係性の問題を踏まえているのでしょうか。先ほどからの地域と民間との連携など、そういった課題をもう少し整理してほしいと思います。

もう1点は、指導員の募集についてのスケジュールを教えてください。

●関川会長

先ほど質問のあった「指導員の雇用継続が可能なのか」という課題と合わせて、事務局より回答をお願いします。

●事務局・安永

雇用継続については、事業所への仕様書で対応することになると考えています。

指導員の募集については、従来のクラブと異なり、身分的に安定しているし、保険の加入等もある、ということを明記して、地域での募集を進めていきたいと考えています。

●事務局・川崎

平成元年から地域運営委員会方式をとってきましたが、それ以前には市の直営だった時期もあります。この26年には、実際には色々な運営形態がありました。運営の手法も指導員の採用方法等もクラブによってまちまちでした。クラブの裁量におまかせしているということがありました。

そこで、今回の制度改革で、いくつかの改正を実施することになりました。

一つは今までの山積する課題を解決すること、そしてもう一つは市民の方々の希望に寄り添うということです。

皆様の体感としては、急に運営委員会制度が変わったように見えるかもしれませんが、少なくとも平成25年度からの調査や話し合いを繰り返したうえで、現在の制度改革があることをご理解いただければと思います。たとえば、国の指示に基づき1万人のニーズ調査を実施したことなど

をご記憶かと思えます。また、先ほど会長が例として示された、全クラブの一体化といったことも検討いたしました。

その結果として、20数か所のクラブからは、続けると言ってもらうことができました。課題の両方（運営の仕方とニーズに合わせることを）を解決するのは大変難しいところ20数クラブは継続すると言っていたのです。クラブを1つにまとめて法人を立てるのか、といったこともご希望されましたので皆さんで考えてずっと検討いただきました。その上で市民のニーズにも寄り添って新たに踏み出していこうとしました。

結果として、これまでの1.5倍の予算化を概ね決定いたしました。指導員についても労働者としての予算を確保することができました。6年生の実施に関しても予算化しました。

●関川会長

おそらく、今の事務局の話から議題に入れば、もっとわかりやすかったかと思えます。

●景山委員

繰り返しますが、新制度では、運営委員会の委員の方々はボランティアになるのでしょうか。報酬がでるのでしょうか。これまでのように学校が運営委員会に入っている場合はどうなるのでしょうか。

●事務局・安永

運営委員会に引き続きお願いする場合でも事業主との関係になりますので委員には報酬ができません。運営委員長さんにも支払うことが可能です。

●関川会長

まだまだご意見がでていますね。中泉委員からご意見をお願いします。

●中泉委員

一人の親の立場から発言します。四半世紀の経緯がどうといったことよりも、子どもに質の高いクラブを利用させてあげたい、といった思いがあります。クラブの特色によって利用者が選べたらよいのと思います。

制度としては大きな変更ですよね。たとえば、1つの学校に1つずつではなく、複数のクラブを選択できるような柔軟な提供方法があってもよいのではないのでしょうか。変更に合わせて、そういった柔軟な提供をお願いしたいと思います。

年次的に計画とあったが、高学年の整備の見通し、やその経過の上手な伝え方をお願いします。

## その他

- ・平成27年度入所選考基準について（報告）
- ・公立の教育・保育施設再編整備イメージについて
- ・特定教育・保育施設の利用料の徴収に関する条例素案

### パブリックコメントについて

●関川会長

会議の予定時間を超過していますが、その他として「平成27年度入所選考基準について（報告）」「公立の教育・保育施設再編整備イメージについて」「特定教育・保育施設の利用料の徴収に関する条例素案パブリックコメントについて」を報告していただきます。時間の都合がありますので、事務局は詳しい説明は控えてください。

●事務局・関谷

—資料3「入所選考基準」報告—

—資料4「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」報告—

—資料5「特定教育・保育及び特定地域型保育事業の利用料に関する条例素案の考え方について  
(パブリックコメント資料)」報告—

●関川会長

資料4のイメージについては整理しておいていただき、次回会議では報告ではなく、説明をお願いすることにします。

●事務局・関谷

はい。

●関川会長

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願いいたします。それでは事務局にお返しします。

### 3. 閉会

●事務局・寺岡

本日は長時間のご審議ありがとうございました。次回の開催につきましては日程調整中ですので、決まり次第委員の皆様へご連絡をさせていただきます。

—閉会—